普通自動車（登録車）の所有権解除をご希望のお客様

お申し込みから所有権解除手続きに必要な書類の発送まで、通常１週間程度いただいております。
GWや年末年始等は更にお期間をいただきます。
なお、重要書類につき受け取り時にサインが必要な信書便にてお送りいたします。
譲渡証明書は再発行できない書類になりますので、お取り扱いにはご留意ください。

インターネットでのお申込みとなるケース

車検証記載の所有者が「株式会社東北マツダ」となっているお車の名義変更は、下記リンクよりお申し込みください。

※お申し込みには必要書類の他、メールアドレスが必要となります。
以下のメールアドレスの受信許可の設定をお願いします。
mbpkaijo@mazdabp.co.jp

所有権解除オンライン受付サービスはこちらをクリック

郵送でのお申込みとなるケース

下記のいずれかに該当する場合は、インターネット申請をご利用いただけません。
郵送にて必要書類をお送りください。

◆車検証記載の所有者が以下の場合

・秋田マツダ販売　・マツダアンフィニ秋田　・エフディ秋田　・ユーノス秋田
・マツダオート岩手　・アンフィニ岩手　・マツダアンフィニ岩手
・フォード盛岡　・ユーノス盛岡　・マツダオート宮城　・フォード仙台　・アンフィニ仙台
・マツダアンフィニ仙台　・オートラマ仙台　・ユーノス仙台　・山形マツダ自動車
・オートサービス山形　・アンフィニ山形　・ユーノス山形

◆過去に解除書類を発行済みの場合

書類の紛失や有効期限切れによる再発行

◆車検証記載の使用者が逝去されている場合

相続人からのお申込み

◆その他、インターネット受付対象外の場合

東北マツダ旧住所やローン支払い中の各種変更手続きなど

【送付先】

〒983-0803　仙台市宮城野区小田原1丁目3-23
株式会社東北マツダ　所有権解除係　宛
TEL　022-297-2296　　**受付時間　13：00～17：00**

お申込みに必要な書類

① 自動車検査証記録事項（車検証：必須）

（注意）A６サイズの電子車検証では申請できません。

② 本人確認書類（下記のいずれか：必須）

・運転免許証
・マイナンバーカード（表面のみ）
・印鑑証明書（発行後3か月以内）
・法人の場合は法人印鑑証明書（発行後3か月以内）

③ 完済証明書または通知書（任意）

④ 所有権解除依頼書（兼委任状）郵送の場合

トップページよりダウンロード可能です。

※代理人が申請される場合は、委任状または所有権解除依頼書が必要です。受任者欄も記入必須

※車検証の使用者と本人確認書類の住所や氏名が異なる場合は、下記書類が必要です。

（1）車検証のご住所が現在のご住所と異なる場合（引っ越し、本店移転）

※ **車検証住所から現住所までの全ての移転の履歴の確認が取れる書面が必要となります。**
※ 住民票などご提出いただく書類にマイナンバーの記載があれば黒く塗りつぶしのうえご提出ください。
※ 複数ページにまたがる証明書の場合は、変更の履歴が分かるページのみをご提出ください。

使用者が個人	**住民票、戸籍の附票(ふひょう)、免許証(うら面)　など**
使用者が法人	**履歴事項証明書、抄本、法人登記簿謄本　など**

（2）車検証のお名前が現在のお名前と異なる場合（改姓、商号変更）

※ 改姓、商号変更の履歴の確認が取れる書面が必要となります。
※ 複数ページにまたがる証明書の場合は、変更の履歴が分かるページのみをご提出ください。

使用者が個人	**戸籍謄本/抄本、免許証(うら面)　など**
使用者が法人	**履歴事項証明書、抄本、法人登記簿謄本　など**

※車検証の使用者がお亡くなりの場合、下記書類が追加で必要となります。

・相続人の印鑑証明
・相続人の委任状(実印)
・使用者の戸籍謄本（使用者と相続人との関係および使用者死亡が確認できるもの）
・遺産分割協議書(査定額が100万円超える車両の場合）注１
・遺産分割協議成立申立書(査定額が100万円以下の車両の場合）注1

※ 注１の書類は所有権解除TOPページよりダウンロードできます。